



こども医療証



大江町では、子どもたちのすこやかな育成と子どもを産み育てやすい環境づくりを目指し、高校生までの医療費を助成（無料化）しています。

県内の医療機関窓口で保険証と「こども医療証」を提示することで、自己負担金が軽減されます。

★助成の内容

- ・大江町に住所がある0歳から高校生相当まで（平成15年4月2日生まれ以降）を対象としています。
- ・保険適用分の医療費の自己負担分（未就学児は2割、小学生以上は3割）について助成が受けられますので、県内医療機関窓口での医療費負担がなくなります。
 - ※ 入院時の食事代と保険適用外（差額ベット代や予防接種など）は対象になりません。
 - ※ 保育園や学校の管理下での負傷や疾病は、日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」が適用になりますので「こども医療証」は使用しないでください。医療機関を受診する際は、保険証のみを提示し、法定の自己負担金を一旦お支払いください。領収書・診療明細書は大切に保管し、災害共済給付金の交付申請の手続きをお願いします。高校生等の方は、加入している保険の内容を学校に確認してください。

★申請方法

◎0歳から小学校3年生までの方

出生や転入された場合は、入院・外来共通の「こども医療証」を交付しますので、税務町民課国保医療係に申請してください。

◎小学校4年生以上の方

「こども医療証（外来用）」は、申請する必要がありません。

「こども医療証（入院用）」は、入院する場合に税務町民課に申請してください。

- ※ 高校生等の方で、進学により住所が町外にあるが、町内の保護者に扶養されている場合は、「こども医療証」の対象になりますので、お問い合わせください。

【申請の際の持ち物】

保険証、場合により扶養者の所得及び所得税の分かるもの

（入院する場合）加入する保険者から発行された限度額適用認定証

※お持ちでない場合は必ずお手続きされるようお願いいたします。

★「こども医療証」の使用について

①受診する際に、必ず保険証と併せて「こども医療証」を医療機関窓口
に提示してください。

※ 提示がないと助成が受けられない場合があります。

※ 限度額適用認定証や他の公費負担制度の受給者証等（自立支援医療受給者証、
小児慢性特定疾病医療受給証など）をお持ちの方は、「こども医療証」と併せて
医療機関窓口提示してください。

②県外受診など、医療機関で医療証が使えない場合は、一旦自己負担分を
支払い、後日、税務町民課に申請してください。

【申請の際の持ち物】

「こども医療証」、保険証、領収書・診療明細書、振込先の通帳

注意！

- ・お子さんの住所・氏名・保険証などが変わった場合は手続きが必要です。
- ・大江町から転出する場合は、「こども医療証」を返却してください。

★「こども医療証」の有効期限

○未就学児から小学2年生（入院・外来共通）	}	お子さんの誕生月の末日
○小学4年生から中学2年生（入院用）		
○小学3年生（入院・外来共通）	}	3月31日（学年度末）
○中学3年生から高校3年生（入院用）		
○小学4年生から高校3年生（外来用）		

同じ病気で複数のお医者さんを受診することや、安易に休日・夜間診療を
利用することは医療費の増加につながり、加入する健康保険の保険料が引き
上げられることとなります。日頃からお子さんの健康状態の把握に努め、い
ざという時は、かかりつけのお医者さんと上手につき合うようにしましょう。

※子どもの急病に関して、山形県で「小児救急電話相談」を実施しています。

対 象：15歳未満

相談時間：19時～翌朝8時

番 号：県内のプッシュ回線、携帯電話から #8000
ダイヤル回線、IP電話、PHSから 023-633-0299

「こども医療証」に関するお問い合わせ・申請先

大江町役場 税務町民課 国保医療係 TEL 62-2291

★ 大江町公式HPにもパンフレットを掲載しておりますのでご覧ください ★